

# おおぶ男女共同参画推進条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条 - 第8条）

#### 第2章 基本的施策等（第9条 - 第21条）

#### 第3章 男女共同参画事業の推進と苦情の処理（第22条・第23条）

#### 第4章 雑則（第24条）

### 附則

「健康都市」をうたう大府市は、すべての市民が健やかに学び、働き、憩えるまちづくりを進めてきた。心身の健康のためには、すべての人が差別や暴力と無縁に、安心して暮らせることが必要であり、女性と男性においても、性によって差別されることなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現させることは、大府市が目指す「健康都市」に欠かせないものである。

大府市は、個人の尊重と法の下での平等を明記した日本国憲法や、個性の違いを認める社会の実現を目指す男女共同参画社会基本法の理念にのっとり、国際社会の動きとも協調して、さまざまな施策に取り組んできた。

しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行は根強く、大府市においても男女共同参画社会の実現は最重要課題であり、なお一層の努力が求められている。

私たちは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずあらゆる領域に希望をもって参画できる「健康都市」を築くために、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、性別による固定的な役割分担を解消し、女性も男性も性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

##### （基本理念）

第2条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 女性及び男性の個人としての尊厳を重んじ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が均等に確保されること。
- (2) 女性及び男性は、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (3) 女性及び男性は、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会の制度又は慣行によって、その活動が制限されることなく、自由に多様な活動が選択できるように配慮されること。
- (4) 女性及び男性は、互いに人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に対等に参画し、両立することができるように配慮されること。
- (5) 女性及び男性は、互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、生涯を通じた女性の健康とその健康について女性自らの意思で自己決定する権利（以下「性と生殖に関する健康と権利」という。）が尊重されること。
- (6) 男女共同参画は、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

（市の責務）

第3条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、連携して男女共同参画施策を実施しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、女性及び男性が職場における活動に平等に参画できる機会の積極的確保に努めるとともに、職場生活と育児、介護等の家庭生活が両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第6条 学校教育その他の教育に携わる者は、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント(相手に不快感又は不利益を与える性的侵害をいう。)を行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する、著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力行為をいう。)を行ってはならない。

(情報の表示に関する配慮)

第8条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 基本的施策等

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画(以下「行動計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、行動計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させるよう努め、大府市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、行動計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第10条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な推進体制を整備するよう努める

ものとする。

(拠点施設)

第12条 市は、男女共同参画施策を実施するとともに、市民及び事業者による男女共同参画に関する取組を支援するため、拠点施設を設置するものとする。

(性別による権利侵害の防止及び支援)

第13条 市は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、各種制度の利用あっせん、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(性と生殖に関する健康と権利の支援)

第14条 市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(参画機会の拡大及び是正措置)

第15条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動において、女性と男性の間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、女性又は男性のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画を推進するため、女性職員の管理職等への登用及び能力開発に努めなければならない。

(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

第16条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

3 市は、必要があると認めるときは、市と取引関係がある事業者及び補助金の交付を受ける者に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(学習及び教育に対する支援等)

第17条 市は、男女共同参画について理解が深まるように、市民の幼児期からの学習を支援するとともに、学校教育その他の教育において、必要な措置を講ずるよう努めるもの

とする。

(市民等に対する支援)

第18条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民、団体及び事業者(当該活動を主として行うものに限る。)に対し、その主体性に留意して情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第19条 市は、女性及び男性が共に、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(国際的協調)

第20条 市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、市民と外国人との交流の促進、国際機関等との情報交換等必要な措置を講ずるものとする。

(公表)

第21条 市長は、行動計画に基づいた男女共同参画施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

### 第3章 男女共同参画事業の推進と苦情の処理

(大府市男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画事業の推進に資するため、大府市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、行動計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(苦情の処理)

第23条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画施策若しくは男女共同参画に影響

を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に対する苦情がある場合には、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切かつ迅速に対応するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出のうち、必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項の規定による申出のうち、必要があると認めるものについては、調査を行うことができる。この場合において、当該申出に係る市の機関又は関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。

5 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、当該申出に係る市の機関又は関係者に対し、要請又は指導を行うことができる。

#### 第4章 雑則

##### (委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。